

第 25 回三重県子ども・子育て会議 議事録

日時:令和8年2月10日(火) 13:15～15:15

場所:三重県合同ビル 2階 G202 会議室

出席委員:岡本陽子会長、小川真由子委員、駒田幹彦委員、貝沼圭吾委員、鈴木基朗委員、西山嘉一委員、宇佐美直樹委員、山際公子委員、服部高明委員、辻木慎吾委員、藤田智成委員、磯和雅志委員、田中茂範委員、山本壽人委員、廣瀬純子委員、中村和仁委員、田部眞樹子委員
(以上17名)

1 開会

2 議題

(1)報告

令和7年度の実施状況について 【資料1～4】

- ① 三重県における教育・保育の量の確保状況について
- ② 認定こども園の設置状況と幼保連携型認定こども園の認可等について
- ③ 地域子ども・子育て支援事業について
- ④ 保育士等の人材確保と質の向上について

(事務局)

・資料1に基づいて内容説明。

(委員意見等)

- ・子どもにとって大切なことは、親子関係がどれだけ緊密な関係を築けるか、子どもにとっての安全基地を作ることができるのかという点である。
- ・0歳～1歳半ぐらいまでの時期が人格形成にとって一番大事な時期であり、親が自分の子と向き合うことができるような保障を社会が行っていくために、どのようなことをしていくべきかということを考えることが必要である。

(事務局)

- ・待機児童対策は、喫緊の課題として取り組んでいるが、保育の質という部分も大切であることから、国の方でも待機児童対策から質への方向転換したことを踏まえて、三重

県も待機児童対策と保育の質確保に力を入れていく必要があると考えている。

- ・少子化や仕事との両立の面から議論をしており、待機児童問題に留まらず、子育て全般の課題として、部としてもしっかり考えて進めていきたいと思っている。

(委員意見等)

- ・保育所などでは、当然ながら交代勤務をしていくことから、子育ての中心となる人が作れず、子どもの愛着形成が厳しくなっている状況で、根本的な部分から、政策を変化させていく必要がある。
- ・教育・保育の量の確保は働きたいと思っている保護者のニーズに応えていくことという意味ではとても大切である。一方で、保育の質の確保も大切であるということを掲げてもらいたい。

(事務局)

- ・資料 2～4 に基づいて内容説明。

(委員意見等)

- ・保育士の充足率が低く、子どもを預かりたくても職員不足により預かれない施設がある地域が多く発生しており、その状況は 10 年以上続いている。
- ・求人のため、人材派遣会社等を活用する方法もあるが、莫大なコストがかかることから、子どもたちのために活用する費用を優先したい事業者も多く、敬遠される傾向がある。
- ・県内の養成校に所属する学生全員に保育士・保育所支援センターに登録してもらい、保育士・保育所支援センターの充実に取り組んでいただきたい。また、求人登録の方法が非常に煩雑のため、その点を改善していただきたい。
- ・保育士を目指す学生が年々減少してきている中、学生一人一人をいかに確実に保育者として育てていくということが、重要な課題である。
- ・センター登録の案も非常に有効な策ではあるが、実際に実習に行くと心が折れてしまう学生もいることから、保育現場と密につながることが非常に重要な要素であると考えられる。
- ・県として、現場で必要な人材を充足させていくことも必要であるため、現場と養成校のニーズを擦り合わせて、取り組みをしてもらいたい。

(事務局)

- ・昨年の秋以降、県内の養成校を回らせていただいたり、意見交換会を通して、各校の現状把握や保育士確保に向けた意見などをいただいている。
- ・センター登録については、今後、学生の方に協力していただけるよう、引き続き働きかけを行っていく。また、養成校と現場の距離を縮め、保育の魅力をより深く伝えるための取り組みができないか検討をしていく。

(委員意見等)

- ・養成校の学生に対して、現場にいる職員は保育の楽しさ、子どもたちに触れ合うということの魅力をしっかりと意識して、この仕事に魅力を持ってもらい、一人でも多くの学生に現場に来てもらえるようにする責任があると思っている。
- ・こども家庭庁の令和 8 年度の予算案には、人材確保に向けた新たな取り組みがあるが、現状として、人材を募集しても応募がない状況が続いていることから、国や県は、とにかく現場の保育士が増えるような施策を出すことが大切である。

(事務局)

- ・保育士養成校の学生に向けて、修学資金の貸付等を行っているが、そのうえで、保育のPRをしながら、多くの人に養成校に行っていただいて保育士になってもらえるように進めていきたい。

(委員意見等)

- ・病児保育施設に従事する保育士の人数設定が問題であり、利用児童がそれぞれ異なる感染症を罹患している場合などにはそれぞれ保育する職員が必要になってくるが、設置基準に定める保育士の人数と就労状況のミスマッチが発生している。
- ・病児保育の広域利用については、市町間の壁があり、実施に踏み切ることが難しいという現状があり、県がもう少し主導権をとって進めていただければ幸いである。
- ・保育士不足の現状に対して、県として、保育士が「なぜ足りないのか」、「なぜ辞めてしまふのか」ということを調べた方がいいのではと考える。
- ・こども誰でも通園制度について、こども家庭庁によると、3/4 が国庫補助のため、事業者が実施すると言えば基本的に実施してもらおう方向であると聞いたがそれは事実か。

(事務局)

・保育士が辞める理由を過去に調査したところ、結婚・出産を機に辞めるケースや職場の人間関係により辞めるケースが多くみられた。県としては、保育士支援アドバイザー派遣事業で若手保育士への対応方法等について相談支援を行っており、引き続き離職防止に向けた取組を行っていく。

(委員意見等)

・実際に県内の養成校の年間の卒業数は何人くらいか。

(事務局)

・県内の養成校は6校(うち1校は募集停止)で卒業生の数は300人弱かと思います。

(委員意見等)

・1年間で養成校を卒業した学生と保育士試験を合格した、いわゆる新卒保育士は何人くらいか。

(事務局)

・養成校を卒業した方が新卒と認識しており、新卒は300人くらいである。また、保育士試験を合格する方は年間150人程度と聞いている。

・子ども誰でも通園制度については、お見込のとおり、負担割合は国 3/4、県 1/8、市町 1/8となっている。県負担金は令和8年度予算へ予算計上しており、今後も利用ニーズがあれば、市町の申請に応じて予算措置させていただく予定である。

(委員意見等)

・出産等のタイミングで一度正規職員を辞めてしまうと、正規職員に再び戻ることが難しく、保育現場から離れてしまう方がたくさんいる。

・保育現場で従事する者として、誰もが安心して働ける職場とすること、業務に見合った給料についても、保育士の処遇改善と両輪で増やしていく努力をしていきたい。

・保育士をとりまく環境はかなり過酷であり、給料が高くならないといけないと考えている。また、保育現場で子どもたちに関わる人たちをいろいろな面で保障していくことが非常に大切なことであると考えている。

・ファミリー・サポート・センター事業においては、子育て世帯への援助の面を重点的に支援しているように感じている。一方で、援助者は低い報酬の中で責任をもって、子どもたちの送迎などしている状況で、援助会員をしていただける方が少ない現状がある。利用料を上げてもらえるように市町に交渉は行っているが、なかなかうまくいっていない。

（事務局）

・ファミリー・サポート・センター事業については、市町が実施主体で、県は実施する市町に対して補助を行っている立場であり、サポート料金も各市町で設定していただいている。このような意見が出たということは認識しておきたい。

（委員意見等）

- ・「なぜ辞めたのか」ということを考えることは、大切なことであると認識している。
- ・保育士確保に向けては、新卒の学生を育てていくこと、潜在保育士をいかに現場に戻ってもらうかということ、現役で働いてもらっている方に働き続けていただくことの3点にポイントがあると考えている。また、それぞれの成果についての見える化が大事だと考えている。
- ・現場を巡回していると、新卒者数や就職率というよりも、今年度の卒業生は何人くらいか、その中で保育現場で働く方は何人くらいいるかということが、比較的よく聞かれるため、一番気になる数字だと思われる。養成校としても、どの地域でどれだけ保育士が必要かということを知りたいと感じている。県は、離職理由の洗い出し、各地域の状況に応じたニーズを埋めていけるような施策をすること、離職したいと思っている人に対して、離職をとどまらせるように支援を充実させていってほしい。
- ・人手不足解消のためには、職場の人間関係や職場環境を整えて、既存の職員を辞めさせないということが一番大事である。
- ・年1~2回程度であっても、養成校で教育支援関係を担当されている方と情報交換の場を作っていただくことを検討していただきたい。
- ・近年は、保育現場だけではなく、介護現場での人材不足も目立ってきている。そういった中で、勤務形態の柔軟化を進めていき、必ずしも週5日働かなくてもよいという考え方が1つで変わっていくと思っている。

(2) 審議

第三期 三重県子ども・子育て支援事業支援計画の一部改正について [資料5]

(事務局)

・資料 5 に基づいて内容説明

(委員意見等)

・こども誰でも通園制度について、37 ページと 39 ページの表で、37 ページでは、使いたいと思っているお子さんの人数が、0 歳児で 1,219 人、1 歳児で 1,249 人、2 歳児で 978 人となっているが、39 ページを見ると人数が 1 割程度減っていて、算出根拠を教えてください。

・満三歳児以上限定小規模保育事業について、令和 11 年度まで 3 人ぐらいとなっているが、ほぼ 1 か所でやるか、やらないかという程度に読み取れるが、同じく算出根拠を教えてください。

(事務局)

・表の見方として、37 ページは教育・保育、39 ページは地域子ども・子育て支援事業の量の見込みとしている。両事業の量の見込みは、市町から収集している途中の数字になり、もう少し増えていくと思われる。

・こども誰でも通園制度については、令和 7 年度は地域子ども・子育て支援事業として実施し、令和 8 年度から新たな給付としての実施となるため、37 ページは令和 8 年度以降の各市町の受入見込み数を記載し、39 ページは令和 7 年度以降の各市町の受入見込み数を記載させていただいた。

(委員意見等)

・37 ページを見ると、乳児等通園支援事業の量の見込みが 3,400 人に対して、3,000 人くらいの量の確保ができると読み取れる。一方で、令和 7 年度は 3 市でやっているが、令和 8 年度からは義務化される中で現場は預かる職員がいないという意見も多くある。そのあたりを県としてどう考えているか。

(事務局)

- ・令和8年度からの実施ということで、市町では準備を進めていただいているところで、県としても進捗状況をこまめに確認している。
- ・37 ページ及び 39 ページの数につきましては、各市町で確保の見込みの数字をまとめている。県としては、市町の相談などに適宜対応しつつ、支援できるところは支援させていただく。

(3)情報共有

- ① 保育所等の職員による虐待に関する通報義務について [資料6]
- ② こどもの性暴力防止に向けた取組について [資料7]
- ③ 地域限定保育士試験の実施について [資料8]
- ④ 令和8年度 of 取組の方向性について [資料9]
- ⑤ 三重県保育士・保育所支援センターへの登録の推進について [資料10]

(事務局)

- ・資料6から資料10に基づく資料説明

(委員意見等)

・少子化の中で、子どもの育ちに関連する体験をしていない方が増えてきており、中高生で保育を体験することは大切である。例えば、学校教育の中でゆとりを作り、保育園の希望を募って、中学生や高校生の段階で保育を体験できるような取組を進めることを検討していただければと考えている。

・一番いろいろなことに興味や関心を示し、多感ともいえる中高生のときに、保育に触れてもらうことが保育人材を増やすことにつながってくると考えられる。また、保育士不足解消に向けても、中高生が人とたくさん出会い、保育について知るということは、自尊心や人権といった面でも大切かと考えている。

・学生のときに子どもと関わってきたが、中学生の子どもたちにこのような環境を与えるということは人間教育にとって、とても大切だと思う。

・先ほどから話があったように、介護や保育は給料が低く抑えられてきたという現状があり、命を預かる大切な職務にもかかわらず、その対価が見合っていないことから、離職してしまうと考えられる。

・実際に市町の保育所で働かれている人に聞いてみると、辞めることを考えていない、ずっとこの職場で働き続けたいという方がほとんどである。今後も保育所の職員が安心して

職場で働いてもらうことが、保育所に通う子どもたちのためにも重要となってくると思われる。

(事務局)

・保育士の処遇改善については、国の施策に合わせて、県も実施していきたいと考えている。市町によって置かれている状況が異なるので、県としてそれぞれの事情に応じて、支援をしていく方向である。

(委員意見等)

・国や県での取組について、養成校の学生が取組について知らないということがある。例えば、今日お話のあった修学資金貸付の制度があるにもかかわらず、学生が知らないとなると、周知方法の問題が出てくると考えられる。